

鴻巣市包括施設管理業務公募型プロポーザル 質問回答書 (5.24回答)

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	3	3 (1) 参加資格 キ ②	『実務経験を通算5年以上経験する者』とは、1事業で5年以上経験するだけでなく、複数事業の経験を通算して5年以上経験した者であれば、条件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2				『ビルメンテナンス等を行う責任者としての実務経験』について、組織上の統括責任者だけでなく、現場の責任者としての実務経験も含むと理解してよろしいでしょうか。	本質問における「現場の責任者」に、本業務のような、複数の保全業務の意思判断・責任諸元があるならば対象と見なし、「様式第5号：技術資料」の「3 配置予定の統括責任者の資格、経歴、手持ち業務の状況」に記載してよいものとします。
3				『ビルメンテナンス等を行う責任者』の定義について、例えばリース方式により施設整備を行い、リース期間中の法定点検及び修繕管理を行った責任者としての実績は、参加条件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	「No.2」の回答と同様に、「リース期間中の法定点検及び修繕管理における責任者」に、本業務のような、複数の保全業務の意思判断・責任諸元があるならば対象と見なし、「様式第5号：技術資料」の「3 配置予定の統括責任者の資格、経歴、手持ち業務の状況」に記載してよいものとします。
4	提案仕様書	4	第1章 14 巡回点検業務及び軽易な作業 (3) 部品等の取替え等	取替え等を行う部品は委託者負担という理解でよろしいでしょうか？	お見込みの通り、「提案仕様書 第1章 14巡回点検業務及び軽易な作業(2)」に記載の、当該項目(3)に掲げる軽微な補修と見なせるものについては、受託者の負担となります。
5	提案仕様書	8	第3章 1 保守点検等業務 (1) (5)	(1)自家用電気工作物保守管理業務などを貴市と受託者と実施業者で3者契約を行うことでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。詳細は市と優先交渉権者との協議で決定します。
6	提案仕様書	10	第3章 1 保守点検等業務 (8)	「各種衛生消耗品の交換も含めて行う」とありますが、衛生消耗品は委託者負担という理解でよろしいでしょうか？	「各種衛生消耗品の交換」の作業に要する消耗品費及び労務費は委託料に含まれており、受託者の負担となります。
7	【別紙1】対象施設対象業務一覧表		シート「施設一覧表」	建築物衛生法特定施設2棟が対象施設となっているが、資格者は何名必要でしょうか。	資格者の人数は、関係法令に基づき選任してください。 なお、現在は、【建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則】に基づき、市庁舎本館及び新館で、併せて一人の資格者を配置しています。
8	【参考資料2】令和元年度対象業務予算額一覧			令和元年度対象業務予算一覧表をご提示頂いていますが、現行の契約金額一覧をご提示ください	市と優先交渉権者との協議で明らかにします。
9	【参考資料2】令和元年度対象業務予算額一覧			対象施設における設備運転保守業務など施設に設備員を常駐させて行う業務がないように見受けられますが、対象施設へ常駐設備員の配置が必要な施設及び別途業者が常駐しているなどの情報はございませんか？	設備運転保守業務等において、設備員の常駐が必要な施設はないと認識しています。 なお、現在、管理運営の効率性から、市庁舎(本館及び新館)及びふるさと館については、常駐設備員を配置しております。
10	市内事業者の取扱			受託者が新たに鴻巣市内に支店・営業所を設置した場合、市内事業者として取り扱うことになるのでしょうか？	お見込みの通りです。